

市営住宅指定管理者制度導入に向けたサウンディング型市場調査の実施について

1. 指定管理者制度導入の検討を行う必要性

近年、市営住宅入居者の高齢化や単身世帯化が進んでおり、入居者間において担うべき共用施設部分の管理や共益金の徴収などを担うことが、難しい状況となっています。

また、建物の経年劣化に加え入居者ニーズは日々複雑・多様化し、入居者に対する「見守り」の必要性も増しております。

こうしたことから、市の現行組織体制では、今後、持続的な市営住宅の維持管理が極めて困難であるため、本市では、指定管理制度導入に向けた検討を行い、入居者の利便性向上に向けた様々なサービスの提供について考えているところであります。

2. 調査の目的

「恵庭市公営住宅等長寿命化計画」では、市営住宅の維持管理等における民間活力の導入が掲げられており、市営住宅の指定管理制度導入による事業を検討しています。

サウンディング型市場調査では、事業実施に向け、管理の基準や業務の範囲など条件整理に役立てることを目的に、市営住宅指定管理者制度の基本的な考え方などについて、企業等との対話を実施します。

3. 対象施設

恵庭市営住宅条例施行規則第2条で規定する市営住宅等

4. サウンディング型市場調査の参加対象者

市営住宅等の管理業務に関するサウンディング調査の内容・目的を理解し、本事業へ参画する意思を有する市内外の法人等

5. 主な対話の内容

1. 指定管理者制度導入の可能性について

2. 事業条件

- ・管理コストを踏まえた望ましい事業条件（指定管理期間、スケジュール等）について
- ・想定する指定管理区分（業務分担・リスク分担等）について

3. 事業参画への関心度

- ・指定管理事業への参画の可能性について
- ・事業実施にあたり、市へ期待する対応や配慮してもらいたい内容

4. 市営住宅現地見学

5. その他

6. 実施スケジュール（予定）

実施時期	内容
令和6年12月10日（火）	対話実施（実施要領）の公表
令和6年12月16日（月）～令和7年1月20日（月）	対話参加申込受付
令和7年1月27日（月）～ 2月7日（金）	個別対話（現地見学）の実施
令和7年3月中旬頃	対話実施結果の概要公表